

衛生管理者

第1種衛生管理者免許試験準備講習

常時使用する労働者が50名以上の場合は、事業場の規模に応じて、資格を有する者のうちから衛生管理者を選任することが義務づけられています。（労働安全衛生法第12条・労働安全衛生法施行令第4条）

業種の区分と資格（労働安全衛生規則 第7条第1項3号）

業種の区分	資格
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	第1種衛生管理者免許 衛生工学衛生管理者免許 医師 歯科医師 労働衛生コンサルタント等
その他の業種	第1種衛生管理者免許 第2種衛生管理者免許 衛生工学衛生管理者免許 医師 歯科医師 労働衛生コンサルタント等

事業場の規模と選任する衛生管理者の人数（労働安全衛生規則 第7条第1項4号）

事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者数
50人以上200人以下	1人
200人を超え500人以下	2人
500人を超え1,000人以下	3人
1,000人を超え2,000人以下	4人
2,000人を超え3,000人以下	5人
3,000人を超える場合	6人

準備講習とは（第1種衛生管理者免許試験）

第1種衛生管理者免許試験に備えて、独学では難しい合格の鍵となる重要なポイントと、これまでに出题された例題を、初めての受験者にも分かりやすく指導をする講習です。

免許試験は別に受験することになります。（受験料が別に必要となります。）

準備講習を受けても資格は取得できませんのでご注意ください。

受験は、各自で受験申請をして受験して下さい。当協会では受験申請手続きはしておりません。

免許試験について

第1種衛生管理者免許試験は「関東安全衛生技術センター」で実施しております。

受験資格、試験日、受験申請手続き等の詳細は「関東安全衛生技術センター」のホームページでご確認下さい。

こちらから確認できます。 → [詳細（関東安全衛生技術センター）](#)